

令和 6 年度 演習成果の論文

# 「名誉毀損表現の規制と展望」

令和 3 年度入学  
人文社会学科昼間主コース  
法学・政策学履修コース  
主指導教員 光信一宏  
1111087U  
吉良一亨

# 目次

はじめに	3 頁
第1章 名誉毀損表現と表現の自由の調整	3 頁
第1節 表現の自由と名誉権	3 頁
第2節 刑法における名誉毀損	5 頁
第3節 民法における名誉毀損	7 頁
第2章 名誉毀損表現と表現媒体	10 頁
第1節 新聞記事	10 頁
第2節 テレビ放送	11 頁
第3節 インターネット	13 頁
第3章 名誉毀損表現の抑制	16 頁
第1節 事前差止め	16 頁
第2節 損害賠償	20 頁
おわりに	21 頁
参考文献	22 頁

## はじめに

近年、刑法 231 条に規定される侮辱罪の法定刑が引き上げられたことは記憶に新しい。法務省によると、この刑法改正には、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることが背景にあるという<sup>1</sup>。実際、新たなメディアとしてインターネットが登場し、社会に広まると、表現行為を取り巻く環境は劇的に変化した。かつて、一部の著名人や報道機関のみが発信力を有していた時代とは異なり、より多くの個人が発信力を手に入れられる時代へと遷移したといえるだろう。この変化と共に、名誉毀損行為の危険性はより高まり、度々俎上に挙げられるようになった。総務省委託事業の相談窓口である、違法・有害情報相談センターで受け付けられている相談件数は、平成 27 年度から 5000 件を超えると、そこから高止まりしており、令和 5 年度には過去最多の 6463 件となっている<sup>2</sup>。その内訳を見ると、「相談者の名誉や会社の使用を貶めるような情報」による相談内容が半数以上であり、年々と名誉毀損行為による問題が深刻化していることが見て取れる。そこで、本稿では、世情と共に増え問題視される名誉毀損行為が、新聞記事、テレビ放送、インターネットそれぞれの表現媒体によっていかに扱われるのか、表現の自由との関係の中でどのように抑制されるのかなどについて、改めて考察を試みる。

## 第 1 章 名誉毀損表現と表現の自由の調整

### 第 1 節 表現の自由と名誉権

第 1 章では、名誉毀損行為を論じる上で主に焦点となる二つの権利、表現の自由と名誉権について見ていく。まず表現の自由は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と定められる憲法 21 条 1 項による権利である。通説的には、表現の自由には二つの意義があり、この二つの意義により基本権の中でも特に手厚く保障される優越的地位にあるとされる。一

---

<sup>1</sup> 法務省「侮辱罪の法定刑の引き上げについて」

[https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\\_00194.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00194.html)

<sup>2</sup> 令和 5 年度インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務報告書

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000946765.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000946765.pdf)

つ目の意義が、自己実現のための価値である。個人が自我を独立させ、自律的な存在として成長するためには、自らの考えを外側に表現することが必要であることから、表現の自由の意義として位置づけられている<sup>3</sup>。二つ目の意義は、自己統治のための価値である。すなわち、民主主義国家において、国家は国民の意思によって運営されなければならず、人々が世論を形成し、政治決定に参加するためには表現の自由が不可欠であることが、意義として挙げられているのである<sup>4</sup>。他にも、真理とは思想が自由に競合することで生み出されるのであり、確定的なものではないからこそ国家権力が表現を規制してはならないとする、思想の自由市場論や、消極的な根拠論として、表現の自由は明確でない規制をされてしまえば簡単に萎縮してしまうからこそ、手厚い保障がなされるべきとする萎縮効果論なども主張されており、複数の根拠から表現の自由は優越的な地位にあるともいえるだろう<sup>5</sup>。

一方で、名誉権は明文として規定があるわけではないが、通説的な見解では、個人が社会の中で自立して生きるために必要な人格権の一つとして、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定める憲法 13 条、通称幸福追求権によって導かれるとしている。判例から見ても、北方ジャーナル事件判決<sup>6</sup>において、「人格権としての個人の名誉の保護（憲法 13 条）」と判示されていることからも、名誉権が 13 条に属する権利であることが窺える。

表現の自由と名誉権は、それぞれ 21 条と 13 条によって憲法上保護されており、たとえ表現の自由が優越的な地位にあると解されても、これの濫用により名誉権をいたずらに侵害することは当然許されない。名誉毀損表現という事例において、この二つの権利はその性質上強い緊張関係にあるということができるが、実際の法律の中ではどのように調整されているのだろうか。

---

<sup>3</sup> 最大判昭和 50 年 4 月 30 日民集 29 卷 4 号 572 頁

<sup>4</sup> 最大判昭和 58 年 6 月 22 日民集 37 卷 5 号 793 頁

<sup>5</sup> 新井誠=曾我部真裕=佐々木くみ=横大同聰『憲法 II 人権』  
(日本評論社、2016 年) 112~113 頁

<sup>6</sup> 最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁

## 第2節 刑法における名誉毀損

では、名誉毀損が、実際の法律の中でいかに扱われているのかについて、刑法と民法の両面から見ていく。まず、刑法における名誉毀損罪に関する条文には、刑法230条1項の「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁固または50万円以下の罰金に処する」がある。ここで保護される名誉とは、外部的なもの、つまり、人に対する事実上の社会的な評価とされており、名誉の主体には自然人の他に法人も含まれるが、被害者は特定されていなければならず、「関西人」などといった不特定の集団に対しては、本罪は成立しないとされている<sup>7</sup>。また、本罪において事実の摘示は公然となされる必要があるが、ここでいう公然とは、摘示された事実を不特定又は多数の人間が認識できる状態を指す<sup>8</sup>。ただし判例では、特定かつ小数の人間への事実の摘示であっても、そこから不特定多数人に伝播していく可能性がある場合にもまた公然性を認めることができるとしており、これは伝播性の理論とも呼ばれる<sup>9</sup>。これに対し、学説では、公然性を組み込むことで処罰範囲を絞った趣旨が無に帰し、個人的な噂話といった日常的なもので名譽毀損罪となりかねないとして、伝播性の理論を認めるべきでないという主張が有力になされている<sup>10</sup>。

そして、刑法230条1項にも「その事実の有無にかかわらず」とあるように、本罪は、真実である事実を摘示したとしても成立する。このような規定となっている背景には、明治期の日本における、西欧近代の名譽毀損法制の影響がある。当時は、西欧においても、表現の自由の重要性が正しく認識されておらず、その西欧の影響の中で、日本は社会の平穏を乱すという点に、名譽毀損行為の処罰の必要性を見出したのである。つまり、社会の平穏を乱すかという観点では、事実が真実であってもそうでなくとも関係がなく、むしろ真実である事実が晒されることの方が、より社会の平穏を脅かすものだと捉える考え方方が当然だったのである<sup>11</sup>。

<sup>7</sup> 大判大正15年3月14日刑集5巻117頁

<sup>8</sup> 最判昭和36年10月13日刑集15巻9号1586頁

<sup>9</sup> 最判昭和34年5月7日刑集13巻5号641頁

<sup>10</sup> 山口厚『刑法第3版』(有斐閣、2015年)260頁

<sup>11</sup> 山元一「真実性の抗弁」法学教室236号12~13頁

しかし、上記のような名誉毀損觀を徹底した場合、表現の自由との衝突は非常に大きなものになる。特にメディアの報道活動などは、名誉毀損罪の適用により、封殺される恐れがある。なぜならば、メディアに期待される機能の一つには、種々の組織や個人の活動に対する監視及び批評があり、社会的影響力を有する人間の「名誉」を少しも毀損することなく、報道活動を達成することは、不可能といつても過言ではないからである。そこで、表現の自由との調和を目的として、昭和 22 年に真実性の証明による免責についての規定である刑法 230 条の 2 が新たに挿入された。その第 1 項の条文は、「前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない」というものである<sup>12</sup>。ここでいう事実の公共性が認められるためには、摘示された事実が、多くの一般人が知っておくべき公共の利益に役立つ事実である必要があるとされている。ただし、個人のプライバシーに属する事実は原則として公共性が認められないが、当該人物の携わる社会的活動の性質や影響力の大きさによっては、社会的活動に対する批判や評価の一資料として、例外的に公共性が認められうると解されている<sup>13</sup>。また、目的の公益性については、事実摘示における表現方法や調査の程度などを判断の資料として、公益を図ることが主たる動機であればよいと比較的緩やかに解されている<sup>14</sup>。

そして、刑法 230 条の 2 第 1 項を素直に受け取れば、事実の真実性の要件については、摘示事実が真実であることを証明できた時のみ、名誉毀損罪が免責されるということになる。しかし、無罪を勝ち取るために、法廷で摘示事実が真実であることの証明が必須となると、実際問題として行為者は重い負担を背負わされることになる。入念に情報を収集して事実を摘示したとしても、最終的に真実証明に失敗した場合には、刑事責任を追及されるリスクを負うということになると、人々は名誉毀損罪による刑事制裁を恐れて表現行為に及び腰になってしまい、いわゆる自己検閲に陥る危険性が生じる。そうなれば、やはり表現の自由との衝突が大きくなりかねない。これに対し、判例では、当初は事実の真実

---

<sup>12</sup> なお、刑法 230 条の 2 第 2 項、第 3 項では、それぞれ公訴に至っていない人物の犯罪行為についての事実、公務員又は公選における公務員の候補者についての事実に関する特則が設けられている。

<sup>13</sup> 最判昭和 56 年 4 月 16 日刑集 35 卷 3 号 84 頁

<sup>14</sup> 東京地判昭和 58 年 6 月 10 日判時 1084 号 37 頁

性を証明できない被告人は刑事責任を免れることはできないと断じていた<sup>15</sup>。しかしその後、判例変更に踏み切り、刑法 230 条の 2 は「人格権としての個人の名誉の保護と、憲法二一条による正当な言論の保障との調和をはかつたものというべきであり、両者間の調和と均衡を考慮するならば、たとい刑法二三〇条ノ二第一項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないものと解するのが相当である」と判示した<sup>16</sup>。これは相当性の法理とも呼ばれる考え方で、ここでいう「相当の理由」の判断基準としては「報道内容が十分に推定できる程度の確実な資料を数量及び質の両面において収集しこれを根拠にすることが必要であり」、「単に報道内容に沿う伝聞を主張する者あるいは主観的憶測の域を出ない解釈や推定をなす者の供述や情報、報道の前若しくは後において信憑性を吟味する機会（特に裁判手続きにおいて）の与えられない匿名者の供述やいわゆるオフレコの情報を根拠にするだけでは不足」、「特に報道される当事者が報道内容の事実を事前に否定している場合には、右否定を虚偽、架空と断じうる程度の資料が必要」<sup>17</sup>とした判示内容が、一般的に参考になると考えられる<sup>18</sup>。以上のような免責事由により、刑法は表現の自由との調整を図っているといえよう。

### 第 3 節 民法における名誉毀損

一方で、民法において名誉毀損はどのように扱われているのだろうか。名誉毀損に関する民法の条文には、民法 709 条の「故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた侵害を賠償する責任を負う」や同法 710 条の「他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない」などがあり、不法行為の一類型として名誉毀損は規定されてい

---

<sup>15</sup> 前出最判昭和 34 年 5 月 7 日

<sup>16</sup> 最判昭和 44 年 6 月 25 日刑集 23 卷 7 号 975 頁

<sup>17</sup> 東京地判昭和 63 年 7 月 25 日判時 1293 号 105 頁

<sup>18</sup> 平井宣雄『債権各論 II 不法行為』（弘文堂、1992 年）49～59 頁

る。不法行為の救済方法は基本的に金銭賠償によるが、名誉の侵害については、民法 723 条<sup>19</sup>において、特定的な救済として名誉回復処分が規定されており、この名誉回復処分の内容は、謝罪広告、訂正の記事、看板などの撤去など多岐にわたる。また、名誉の内容については、「人がその品性、徳行、名声、信頼等人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉」とされており、主観的なものではなく、社会的なものとして解釈されているのは、刑法の捉え方と変わらない<sup>20</sup>。なお、主観的な評価である名誉感情を侵害した場合は名誉毀損とはならないが、名誉感情侵害の不法行為とはなり得る。そして、不法行為としての名誉毀損は、その侵害方法によって 2 種類に区別され、それぞれに応じた免責事由が設けられている。

まず一つ目は、人の社会的な評価を公然と摘示する行為、すなわち事実の摘示による名誉毀損である。この場合の免責事由は、当該行為が公共の利害に関する事項に係り、目的が専ら公益を図ることにあり、摘示された事実が真実であると証明された時、或いは、その事実を真実であると信じるに足る相当の理由がある時は、故意または過失が否定されて名誉毀損とはならないとされている。刑法と同様に、事実の公共性、目的の公益性、事実の真実性、更には事実の真実相当性などの要件からなる免責事由が認められており、実際、判例においても、この免責事由について「刑法 230 条 2 の規定の趣旨からも十分窺うことができる」と述べられている<sup>21</sup>。やはり、日々多種多様な事実を迅速に報道することが求められる報道機関のことなどを踏まえると、民法においてもこのような免責事由は必要なものだといえるだろう。

二つ目は、人の社会的評価を低下させるような侮辱的な意見ないし論評を公然と表明することによる名誉毀損である。この場合の免責事由は、事実の摘示によるものと近しくはあるが、当該行為が公共の利害に関する事項に係り、目的が専ら公益を図ることにあり、意見・論評の前提とする事実が真実であると証明された時、或いは行為者が前提事実を真実であると信じるに足る相当の理由がある時は、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない

---

<sup>19</sup> 「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる」

<sup>20</sup> 最判昭和 45 年 12 月 18 日民集 24 卷 13 号 2151 頁

<sup>21</sup> 最判昭和 41 年 6 月 23 日民集 20 卷 5 号 1118 頁

限り、その意見・論評は名誉毀損には当たらないとされている<sup>22</sup>。事実の摘示による名誉毀損は、摘示された事実の真実性が重要な要件の一つだが、意見ないし論評の表明による名誉毀損は、意見内容そのものの正確性や合理性は問われず、その意見の前提となる事実が行為者において正確に捉えられていたかが問われる。公正な論評の法理とも呼ばれるこの判断基準によって、意見ないし論評の表明という表現活動は、事実の摘示による表現活動よりも手厚い保護を受けていえるといえるだろう。その理由について判例では、「意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するもの」だからであるとしている<sup>23</sup>。

なお、事実の摘示と意見ないし論評の表明を判別する基準は、「当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は默示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものと解するのが相当である」とされている<sup>24</sup>。このことにつき、名誉毀損の成否を判断する上で、法的な見解の表明というべき表現行為が、事実の摘示なのか、意見ないし論評の表明なのかが争点となった事案がある<sup>25</sup>。第1審では、本件における表現は意見ないし論評の表明に属する問題であるとした上で請求を棄却したが、第2審では、公権力たる裁判所によって確定的判断が確実に示されるべき事項についての法的な見解の表明は、事実を摘示するものと解するのが相当であるとされ、請求が一部認容された。しかし最高裁では、法的な見解の正当性それ自体は証明の対象とはなり得ず、それがたとえ裁

---

<sup>22</sup> 最判平成1年12月21日民集43巻12号2252頁

<sup>23</sup> 最判平成16年7月15日民集58巻5号1615頁

<sup>24</sup> 最判平成9年9月9日民集51巻8号3804頁

<sup>25</sup> 前出最判平成16年7月15日民集58巻5号1615頁

本件において原告は、漫画家である被告の執筆した漫画のカットを、自身の著作に被告に無断で採録し、被告の従軍慰安婦問題についての考えを批判した。この行為に対し、被告は新たに執筆した漫画の中で、本件採録は「ドロボー」であり、当該著作は「ドロボー本」であるなどと記述し、本件採録は著作権（複製権）侵害にあたり違法であるとの法的な見解を表明した。そして、原告はこれらの表現は名誉を毀損するものであると主張し、損害賠償及び謝罪広告の掲載を求めた。なお、本件採録については、別件訴訟である東京高判平成12年4月25日判時1724号124頁において、複製権侵害は認められないが、一部同一性保持権の侵害は認められるとして、慰謝料の支払いと当該著作の出版等の差し止めを命じる判決が確定している。

判所が具体的な紛争の解決のために判断を示すことができる事項に関わるものであったとしても、これをもって事実を摘示するものとはいえないなどとして、法的な見解の表明は意見ないし論評の表明と解すべきとし、請求を棄却した。更に同事案は、人身攻撃に当たらない正当な意見ないし論評の表明の範囲について、その判断基準は、特に一方的なものではなく互いに言葉を投げかけあう論争といえるような形式においては、問題とされる表現だけでなく、当該表現が批判などの対象とする表現にも影響されうることを示唆している。売り言葉に買い言葉というが、たとえ名誉毀損表現があったとしても、当事者がそのような行為に出た要因に、そもそも相手方に挑発的な表現をなされたことがあったと解されるような場合は、相手方にも失点があるとして、判断基準の一つに組み込まれるということであろう<sup>26</sup>。このように、民法においては、名誉毀損の類型を二種類に区別し、刑法の趣旨を参考にしながら免責事由を設け、時には名誉毀損表現が向けられた被害者側の表現行為も斟酌することで、表現の自由との調整を図っているといえよう。

## 第2章 名誉毀損表現と表現媒体

### 第1節 新聞記事

第2章では、名誉毀損表現が、それぞれの表現媒体によっていかに判断されるのかを、判例と共に見ていく。まずは、現代の主要なマスメディアとして初めに確立されたともいえる新聞記事について取り上げる。新聞記事による名誉毀損表現が問題となった事案としては、最高裁昭和31年7月20日判決<sup>27</sup>がある。

本件では、在日華僑人により構成される自治会、並びに当該自治会に所属する世帯主が原告となり、「深夜、警官三百が包囲、”多摩の上海”の手入れ、台湾人の麻薬団を検挙」との見出しを付した新聞記事につき、自治会全体が麻薬組織であるかのような誤解を招き名誉を毀損するなどとして、当該記事を発行した東京新聞社に対して記事の取り消しや謝罪広告の掲載、慰謝料が請求された。一方、新聞社側は、新聞記事が一つの客観的事実である以上、記事が名誉毀損に当たるか否かの判断は純客観的に示されるべきであり、読み流すだとか精読するなど

<sup>26</sup> 窪田充見「法的な見解の表明と名誉毀損の成否」ジュリスト 1291号 80~81頁

<sup>27</sup> 民集 10卷 8号 1059頁

といった読者の態度の如何によっては判断されるべきではないとして、仮に精読すれば記事が名誉毀損に当たらない意味にも解されるならば、名誉毀損は成立しないなどと主張した。

これに対し最高裁は、名誉を毀損するとは、人の社会的評価を低下せしめるということであり、「所論新聞記事がたとえ精読すれば別個の意味に解されないことはないとしても、いやしくも一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従う場合、その記事が事実に反し名誉を毀損するものと認められる以上、これをもって名誉毀損の記事と目すべきことは当然である」と述べて、新聞社の上告を棄却した。新聞はその性質として大衆に読まれるものだから、新聞記事によって名誉が毀損されたか否かの判断基準について、大衆の目を念頭に置くというのは自然なことであり、「一般読者の普通の注意と読み方」を基準とした最高裁の判断は妥当なものであるといえるだろう。この基準を設けることにより、ただ読者の好奇心を引くために、過激に誇張した表現を弄し、誤認可能性を高くしたような新聞記事などに対し、名誉毀損による法的責任を追及することができると考えられる。もっとも、「一般読者の普通の注意と読み方」とはズバリ何なのか、その具体的な内容は結局明らかになっていないため、判例の集積を待つばかりである<sup>28</sup>。他にも、新聞記事によっては、難解な表現を取り入れることで、読み流した場合には名誉毀損が問題とされずとも、精読することで名誉毀損であることが明白となるようなケースもあり得る。更には、一般人からすると名誉を侵害するものとは解されずとも、社会の中の特定の層に属する人間からすれば名誉を侵害するように読み取れるというようなケースも考えられる。とどのつまり、具体的な事案それぞれの事情を鑑みて、大枠の基準としては「一般読者の普通の注意と読み方」を採用し、特殊なケースにおいては、妥当な結果を導くために特別の考慮をすべきであるといえるだろう<sup>29</sup>。

## 第2節 テレビ放送

次に、新聞記事に続いて世の中に普及したマスメディアである、テレビ放送について目を向ける。テレビ放送における名誉毀損の判断基準につき、最高裁が初

---

<sup>28</sup> 川井慎司「名誉毀損の判断基準」ジュリスト 114 号 77 頁

<sup>29</sup> 岩本軍平「名誉毀損的内容の判断基準」別冊ジュリスト 31 号 52~53 頁

めて見解を示した判例として、最高裁平成 15 年 10 月 16 日判決<sup>30</sup>がある。

本件の原告は、埼玉県所沢市内で働く複数人の農家である。一方で、被告である全国朝日放送株式会社は、テレビ番組において所沢産の野菜のダイオキシン類汚染問題を取り上げ、所沢市内の野菜を調べたところ、1 gあたり 0.64～3.80pgTEQ のダイオキシン類が検出されたなどと報じた。同番組内では、「野菜」の内容について、「ほうれん草をメインとする所沢産の葉っぱ物」と説明したが、最高値である 3.80pgTEQ が検出されたのは煎茶であるということには触れなかった。この放送の後、ほうれん草をはじめとした所沢産の野菜の価格や取引量は下落し、原告らは当該放送により所沢産の野菜への信頼が損なわれたことで、ひいては農家である自身らの社会的評価や財産をも貶められたなどと主張し、被告に対し、謝罪広告や損害賠償を請求した。

本件において最高裁は、社会的評価の低下の判断基準は、テレビ放送の場合は「一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方」であると述べた。これは、前述した最高裁昭和 31 年 7 月 20 日判決を踏襲したものであり、テレビ放送もまた新聞記事と同じように、大衆に見られて初めて効果を発揮するものであるため、両者に通ずる判断がなされたのも頷ける話である。ただし、最高裁は更に、新聞記事などとは異なるテレビ放送独特の性質に踏み込んだ。曰く、テレビ放送において視聴者は、音声や映像により絶え間なくもたらされる情報を素早く理解しなくてはならず、録画といった別途の手段を用意しなければ、これを見返して十分な検討をすることもできない。故に、テレビ放送により摘示された事実の判断については、当該放送の「全体的な構成、これに登場した者の発言の内容や、画面に表示されたフリップやテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことはもとより、映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮」すべきであると判示したのである。実際、一般人をして情報の受け取り方は、メディアの特性に大きく左右されるものだと考えられるため、これを考慮することは、より納得性の高い結論を導くために不可欠であろう。他の事例においても、例えばラジオ放送については、聞き返しが不可能であることから情報の一過性が高く、更にはニュースの全体的印象が、用語や内容の配列及び順序によって一変しうるため、この特殊性を考慮すべきであると述べられている<sup>31</sup>。以上を踏まえた上で最高裁は、「ほうれ

---

<sup>30</sup> 民集 57 卷 9 号 1075 頁

<sup>31</sup> 大阪地判昭和 38 年 11 月 21 日下民集 14 卷 11 号 2267 頁

ん草を中心とする所沢産の葉物野菜が全般的にダイオキシン類による高濃度の汚染状態にあり、その測定値が1 g当たり 0.64～3.80pgTEQ もの高い水準にある」ということが、本件テレビ放送で摘示された事実であるとした。そして、一般の視聴者からすると、放送内の「ほうれん草をメインとする所沢産の葉っぱ物」に煎茶が含まれるとは通常考えず、煎茶を除いた測定値は 0.635～0.753pg TEQ であること、更には 3.80pgTEQ という最高値が視聴者に特に強い印象を与えることを考慮すると、摘示事実の重要な部分について、真実であることの証明がなされているとは解されないとして、破棄差戻しとした。最高値が印象的であることについて着目している点を鑑みると、例えば新聞記事であれば見出しのように、メディアの表現内容の中でも、一般人の観点から特に関心が寄せられる部分や、目を引く配置をされた表現などが、名誉毀損の判断の上で重要な一要素となることが窺える。

なお、本件では泉裁判官の補足意見があり、本件放送の手落ちについては容認できないとしながらも、この放送がダイオキシン類対策の一助となる確かな意義を有していたことにも言及しており、報道機関が公益性に基づいた報道をすることに萎縮しないよう、改めて配慮した補足意見であるといえるだろう<sup>32</sup>。

### 第3節 インターネット

三つ目の表現媒体として、近年急激に普及したインターネットについて見ていく。ここでは、インターネットを介した名誉毀損行為が問題となった事案として、最高裁平成22年3月15日判決<sup>33</sup>を取り上げる。

本件は、被告人が自身の運営するホームページを通じて、フランチャイズによる飲食店の加盟店等の募集と経営の指導等を業務とする会社について掲載した文章が問題となった。当該文章の内容は、同社がカルト集団のフロント企業であることや、同社の企業説明会の広告は虚偽にまみれていることなどを主張するものであり、これらの文章を不特定多数の人間が閲覧できるよう掲載したことによって、名誉毀損罪に問われた。

本件において興味深いのは、第1審の判断と、控訴審及び上告審の判断が全く異なったという点であろう。第1審では、真実の誤信の相当性について、従来

---

<sup>32</sup> 松並重雄「時の判例」 ジュリスト 1276号 140～142頁

<sup>33</sup> 刑集 64卷2号1頁

の基準とは異なる新たな基準を用いた上で、被告人の行為を無罪とした。従来の基準は、第1章第2節で述べた通り、「行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しない」というものだが、本件の第1審では、「インターネットの個人利用者として要求される水準を満たす調査」を行ったか否かという基準により判断したのである。この新たな基準を用いた根拠としては、インターネットにおける名誉毀損的表現行為の被害者は、当該表現行為の存在を知りうる状態にあり、なおかつインターネットを利用できる環境と能力があるならば、加害者に対して反論することが容易であるということや、マスコミや専門家でない個人利用者によるインターネット上での情報発信は、一般的に信頼性が低いものと見なされることなどが挙げられた。これらの根拠の内、被害者の反論について言及したものは、いわゆる「対抗言論の法理」に基づいたものだと考えられる。この「対抗言論の法理」とは、言論によって名誉を毀損された者は、それに対抗する言論によって名誉を回復することが可能なのであれば、国家権力が介入するよりも当人らの自由な言論により問題を解決すべきとする考え方である。もっとも、この考え方の前提としては、加害者と被害者が共に同等のメディアを利用できる環境にあることや、名誉回復のための反論は少なからず負担となりうるため、その負担を被害者に求めることが不公平ではない事情があることなどが必要とされる<sup>34</sup>。第1審の判断は、従来の基準はインターネットの個人利用者にとってあまりに厳しいため、緩和した基準を定立することで、個人利用者のインターネット上の表現行為が萎縮することを防ぎ、憲法21条の保障とすることを目的としたものであった。

これに対し控訴審では、被害者保護の観点から、被害者から反論することが可能であったとしても従来の基準を緩和すべきでないとして、また個人利用者によるインターネット上での情報発信であるからといって、信頼性が低いとみなされるとは限らないことなどを述べて、第1審判決を破棄し、名誉毀損罪により罰金に処した。控訴審では他にも、インターネットの情報は膨大であって、名誉毀損表現があることを知らない被害者は反論することができないこと、反論できることとしても、それがなされるまで名誉毀損表現が野放しとなってしまうこと、反論をすることは、被害者に対する名誉毀損表現があることを知らない第三者

---

<sup>34</sup> 高橋和之=松井茂記=鈴木秀美『インターネットと法〔第4版〕』(有斐閣、2010年) 64頁

への周知につながりかねないことなどを指摘しており、本件につき「対抗言論の法理」は妥当しないと見ていることが窺える。

そして最高裁では、個人利用者によるインターネット上での情報発信であるからといって、閲覧者をして、必ずしも信頼性が低い情報として見るわけではないという見解を改めて示し、更に、インターネット上の情報は不特定多数の目に即座に晒されうことから重度の名誉毀損となりかねないこと、反論をしたとしても確実に名誉が回復するとは限らないことなどから、インターネットの個人利用者というケースであっても、真実の誤信の相当性について、従来の基準である確実な資料、根拠に照らして判断すべきであるとした。その上で、被告人が本件表現行為の前提とした資料の中には、一方的な立場から作成されただけというべきものがあること、フランチャイズシステムについての資料を被告人が正確に理解できていなかったこと、被告人が会社の関係者に事実関係を直接尋ねるということもなかったことなどの本件事情を鑑みて、誤信したことについて相当な理由はなかったとして、上告棄却と判示したのである。名誉毀損が問題となるような批判的な論説は、表現の自由を踏まえても、軽率に発信すべきでないことは当然なのだから、可能な限りの調査を要求する従来の基準を採用することは妥当であるといえるだろう。ただし、これは相当性の判断について、表現行為者の属性や調査能力の差を判断材料とすることを全面的に否定したことではない<sup>35</sup>。そもそも相当性の基準とは、新聞記者といった情報を調査する手段が潤沢な、いわば表現行為のプロを念頭に置いたものであって、本件のようなインターネットの個人利用者にも適用すれば、第1審が危惧していたように、その萎縮的効果が過剰に大きいものとなる危険性がある。故に、相当性の基準を運用するにしても、個々の事例に即した柔軟な運用がなされるべきとの指摘もある<sup>36</sup>。

---

<sup>35</sup> 丸山雅夫「インターネットの個人利用者による名誉毀損と真実性の誤信についての相当の理由」ジュリスト 1420 号 210~211 頁

<sup>36</sup> 小倉一志「インターネットの個人利用者による名誉毀損」  
メディア判例百選[第二版]224~225 頁

## 第3章 名誉毀損表現の抑制

### 第1節 事前差止め

これまで、名誉毀損行為における判断基準などについて見てきたが、この第三章では、名誉毀損行為を事前に、或いは事後に戒め、ひいては被害者を救済するための規定について焦点を当てる。まずは、正に表現行為の事前差止めについて争われた判例である最高裁昭和61年6月11日判決<sup>37</sup>を材料として、事前差止めの在り方について考えていく。

本件では、月刊雑誌「北方ジャーナル」に掲載される予定であった、北海道知事選挙に立候補予定の被告人についての記事が問題となった。これは被告人が知事としての適格要件を備えているのかについて論じた記事であり、その人物論を「嘘と、ハッタリと、カソニングが巧みな少年」、「天性の嘘つき」といった表現で評し、更に被告人の私事にも触れ、結論として、北海道知事としては不適格という記述がされていた。当該記事を知った被告人は、名誉権の侵害を予防するとの理由で、札幌地裁に印刷・頒布などの禁止を求める仮処分申請を行い、札幌地裁はこれを受理した。これに対し、本件仮処分及びその申請は違法であるとして、株式会社北方ジャーナルが損害賠償を請求した。

本件について、最高裁は主に四つの要素から、上告棄却という判断を下した。それぞれの要素を見ていくと、まず一つ目に、本件仮処分が憲法21条2項において明文で禁止されている「検閲」に該当するのかということが問われた。この点につき、最高裁は、税関検査事件判決<sup>38</sup>を踏まえ、憲法21条2項前段において絶対的禁止が規定されている検閲とは、「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査したうえ、不適当と認めるものの発表を禁止すること」と示した。そして、仮処分による事前差止めは、「個別的な私人間の紛争について、司法裁判所により、当事者の申請に基づき差止請求権等の私法上の被保全権利の存否、保全の必要性の有無を審理判断して発せられるもの」であるから、本件仮処分は検閲には当たらないと判示した。

---

<sup>37</sup> 前出民集40巻4号872頁

<sup>38</sup> 最大判昭和59年12月12日判決民集38巻12号1308頁

なお、この検閲の捉え方については、ここまで狭く絞り込むと、検閲が禁止された趣旨を度外視しているのではないかという批判が向けられることも多い<sup>39</sup>。改めて検閲の定義を見てみると、その概念は「行政権が主体となって」、「思想内容等の表現物を対象とし」、「その全部又は一部の発表の禁止を目的として」、「対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に」、「発表前にその内容を審査したうえ、」「不適当と認めるものの発表を禁止すること」の計六つの要件から成り立っていることが分かる。仮にこの検閲の定義に手を加えるとするならば、それぞれの要件を吟味していく必要がある。例えば、対象となった表現物を部分的に検査する場合には、網羅的一般的という要件から外れ、検閲には当たらないということになってしまうため、この要件は改善する余地がありうる。一方で、本件のような名誉を保護するためという正当性が認められる裁判所の仮処分と区別するために、行政権が主体であるという要件には妥当性が認められるだろう。このように、検閲の概念を構成する要件を再構築することが、限定的すぎる検閲の定義を改善し、表現の自由に資する一つの手立てであると考えられる。

二つ目に、差し止め請求権の存否について問われた。最高裁はこの争点に対し、人格権としての名誉権は物権と同様に排他性を有する権利であると述べ、侵害行為を排除し、又は侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものとした。名誉権について、その人格権としての性質に基づき、差し止め請求権を最高裁が明確に肯定したのは、これが初めての事例である。

三つ目の要素は、本件仮処分は事前差止めの実体的要件を満たしていたかというものである。この点につき最高裁は以下のように述べた。表現行為に対する事前抑制は、表現物が自由市場に出ることを抑止し、或いはそれを遅らせて表現物の意義を失わせ、公の批判の機会を減少させるものである。また、事前抑制であることの性質上、予測に基づくものとならざるをえないことなどから、事後抑制に比べても広範にわたり易く、濫用の恐れもあり、その抑止的効果の大きさから、事前抑制は厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうる。そして、裁判所による事前差止めは、このような事前抑制にあたり、更に「その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であることができ、憲法二一条一項の趣旨に照らし、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、

---

<sup>39</sup> 芹部信喜『憲法学III人権各論（1）』（有斐閣、1998年）369～372頁

当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないもの」と判示した。ただし、このような場合でも、「その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるとき」は、当該表現行為の価値は被害者の名誉に劣後し、例外的に事前差止めが許されうとした。これらのことから最高裁は、本件仮処分は実体的要件を満たしていたものと判示した。ただし、この実体的要件は、「表現内容が真実でないこと」と「専ら公益を図る目的のものでないこと」が「又は」でつながれており、二つを両立するのではなく、どちらか一つを満たした上で、被害者に甚大な損害の虞がある場合であれば差止めが許されると解釈できる。この点については、たとえ公益目的でなく、個人的な目的による表現行為であったとしても、その表現内容が真実であれば、表現の受け手である読者の観点からも、一定の有用性があると考えるべきであり、また、公益目的であっても、真実でないことをもって事前抑制が許されるのであれば、特に出版社などは事前抑制による経済的損失が大きいため、表現への萎縮的効果が大きくなる恐れがあることなどから、批判もある<sup>40</sup>。

ところで、伊藤裁判官並びに大橋裁判官は補足意見において、事前差止めの実体的要件に関し、類型的較量説について言及している。事前差止めの成否にあたり、名誉権と表現の自由とが対立する場合、利益衡量による調整が必須となる。しかし、この利益衡量をそれぞれの具体的な事件ごとに個別的に判断すると、個々の事件に適した結論は導かれるかもしれないが、結論の予測可能性は失われる。つまり、基準が不明確で判断者次第となり、このことが表現行為者の自己規制を誘引し、表現の自由への萎縮的効果が大きくなりうるという懸念があるのである。そこで、表現内容の公益性や、被害者の社会的地位などの要素を勘案し、表現行為を類型化することで、利益衡量に一定のルールを付与し、不明確な基準を解消するという考え方が類型的較量説であり、判断の明確性において有用な見解であるといえよう。しかし当然ながら、肝心の類型をどのように分類するか、そして分類したそれぞの類型における判断基準をどのように策定するかといった困難な課題がついてくる。

一方で、谷口裁判官の意見においては、表現行為が現実の悪意をもってなされた場合、つまり、「表現にかかる事実が真実に反し虚偽であることを知りながらその行為に及んだとき又は虚偽であるか否かを無謀にも無視して表現行為に踏

---

<sup>40</sup> 野坂泰司「名誉侵害と裁判所による表現行為の事前差止め」法学教室 309 号 98~99 頁

み切った場合」に、当該表現行為は表現の自由の保護範囲には当たらず、事前差止めの実体的要件が満たされると解すべきであるとの主張が成されている。この現実の悪意の法理は、アメリカで起きたニューヨークタイムズ対サリバン事件を端緒に発達してきた法理であり、表現保護に手厚く、萎縮効果の低減にも有効な特徴がある。当初この法理は、公務員を対象とした言明が念頭に置かれていたが、その後、社会的な立場などを考慮したパブリック・フィギュアまで適用範囲が広げられるに至った<sup>41</sup>。しかし、日本において、現実の悪意の法理が正面から適用された事案は無いというのが現状である。また、伊藤裁判官は補足意見の中で、事前差止めの実体的要件として現実の悪意を捉えることには疑問が残るとしており、現実の悪意が表現行為者の主觀と不可分であるという性質から、客観的な事実関係から現実の悪意を推認することは妥当性を欠くため、特に仮処分のような迅速性が要される手続きにおいては、これを基準とすることは適当でないと指摘している。

最後の 4 つ目の要素は、事前差止めの手続き要件について言及したものである。最高裁は、公共の利害に関わる表現行為に対して事前差止めを命じる仮処分命令を発する場合には、「口頭弁論又は債務者の審尋を行い、表現内容の真実性等の主張立証の機会を与えることを原則とすべきもの」とした。しかし、この場合においても、債権者の提出した資料によって、実体的要件が満たされると認められる時には、口頭弁論又は債務者の審尋を行わずに差止めの仮処分命令を下したとしても、憲法 21 条の趣旨に反しないとし、本件仮処分命令は、実体的要件と共に、この手続き要件を満たしていたと判示した。ただし、この判示内容に対しても、当事者の審尋を経ないのであれば、裁判所の決定といつても行政権による一方的判断と実質的に区別できないのであるから、事前抑制の危険性を考慮すれば、例外を許さず公開の場での審尋を必要とするべきだったとの批判も向けられている<sup>42</sup>。

事前差止めは事後の制裁と比しても表現の自由に対する強固な制約となることから危険視されている側面もあるが、以上のような判示内容からも分かるように、理不尽な侵害から名誉を保護するためにやむを得ないような場合は、例外的それが認められるという運用がなされているようである。

---

<sup>41</sup> 紙谷雅子「パブリック・フィギュアと現実の悪意」法学教室 236 号 15~16 頁

<sup>42</sup> 毛利透=小泉良幸=浅野博宣=松本哲治『憲法 II 第 2 版』(有斐閣、2013 年) 217 頁

## 第2節 損害賠償

最後に、名誉毀損行為に対して、名誉権の回復や加害行為の防止として機能する損害賠償について概観する。日本においては、名誉侵害への損害賠償額について、あまりにも相場が低額すぎるとの批判がなされることがある。実際、前節で述べた最高裁昭和61年6月11日判決での、大橋裁判官の補足意見でも、名誉侵害に対する損害賠償は名目的な低額に収まることがしばしばあり、このことが表現の自由の保障に値しないような無謀な言論を助長していると指摘されている。こういった批判を理由にしてか、近年は損害賠償額の高額化を図る動きが生じており、裁判例としても、名の知れたプロ野球選手に対する記事についての名誉毀損訴訟では、600万円の慰謝料が認められた<sup>43</sup>。

一方で、アメリカに目を向けてみると、日本とは反対に、損害賠償額を抑える動きがあるという。アメリカの名誉毀損訴訟では、むしろ巨額の損害賠償額が認定されることが度々ある。このことの背景には、日本との制度の差異があり、日本では裁判官が、自身の実務の中で培った相場観に基づき賠償額を算定するのに対し、アメリカでは陪審制度があるため、いわば相場観のない素人である陪審が賠償額を算定することも珍しくないのである。加えて、損害の填補を目的とした通常の損害賠償とは別口で、被告の行為の態様や財産状況を判断材料として算定する、懲罰的損害賠償という制度も影響している。この懲罰的損害賠償の下では、例えば被告が、豊富な資産を有する巨大企業であったような場合、その損害賠償額は億はくだらない途方もない数値になりうる。このような懲罰的損害賠償には、企業の違法行為を防止するという本質から遠ざかり、企業の経済活動、更には報道機関の活動に対する萎縮的効果が過剰となっているという批判が向けられており、だからこそ、アメリカでは損害賠償額を抑えるという方向に舵を切っているのだと考えられる<sup>44</sup>。

結局のところ、名誉毀損訴訟において、損害賠償額は高額に過ぎても、低額に過ぎても、表現の自由と名誉権に対する補償が十分でないということになってしまう。この二つの権利に調和した落としどころを探るという問題は避けては通れないものであり、これからも慎重な検討を必要とするだろう。

---

<sup>43</sup> 東京高裁平成13年12月26日判決

<sup>44</sup> 粕岡宏也「アメリカ合衆国における報道の自由と懲罰的損害賠償」

北海道教育人学紀要（人文科学・社会科学編）第55巻 第2号 44～45頁

## おわりに

はじめにも述べたが、名誉毀損行為の危険性は、情報発信の容易さ、情報の広まる速度、情報の残存性など、多面的に表現行為に革新をもたらしたインターネットの登場に伴い、より顕著となったといえる。勿論、新聞記事もテレビ放送も依然として人々の重要な情報源であることは変わらず、名誉毀損を論ずる上で欠かせない情報媒体だろう。しかし、インターネットは現代人にとって、最早なくてはならないツールとなっており、最も身近な自身を表現する舞台といつても過言ではない。これから世代は生まれた頃より周囲にインターネットがあり、今以上にインターネットが世の中と密接につながることを鑑みると、誹謗中傷といった名誉毀損行為が先鋭化することも予想される。だからこそ、技術の発展に伴い、名誉毀損法制もまた発展しなくてはならないのである。最近でも、そのような発展の一つとして、インターネット上の投稿の削除や、発信者情報の開示などについて定めたプロバイダ責任制限法が、情報流通プラットフォーム対処法へと改正される動きがある。この改正は、大規模なプラットフォームの事業者に対し、プラットフォームの利用者が投稿の削除を請求した場合、一定期間内に事業者側から対応の通知をすることや、どういった投稿が削除に値するのかの判断基準の公表などを義務付けるというもので、誹謗中傷の取り締まりの強化が期待されている<sup>45</sup>。本稿では、名誉毀損表現について、これにかかる権利や表現媒体、規制方法などを判例と共に見てきたが、これらは今後も目が離せない論点であるといえよう。

---

<sup>45</sup> 総務省「情報流通プラットフォーム対処法の省令及びガイドラインに関する考え方」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000978031.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000978031.pdf)

## 参考文献

### 著書

- 芦部信喜『憲法学III人権各論（1）』（有斐閣、1998年）369～372頁  
新井誠＝曾我部真裕＝佐々木くみ＝横大同聰『憲法II人権』  
(日本評論社、2016年) 112～113頁  
高橋和之＝松井茂記＝鈴木秀美『インターネットと法〔第4版〕』  
(有斐閣、2010年) 64頁  
平井宣雄『債権各論II不法行為』(弘文堂、1992年) 49～59頁  
毛利透＝小泉良幸＝淺野博宣＝松本哲治『憲法II第2版』(有斐閣、2013年)  
217頁  
山口厚『刑法第3版』(有斐閣、2015年) 260頁

### 論文

- 岩本軍平「名誉毀損の内容の判断基準」別冊ジュリスト31号 52～53頁  
小倉一志「インターネットの個人利用者による名誉毀損」メディア判例百選[第二版]224～225頁  
紙谷雅子「パブリック・フィギュアと現実の悪意」法学教室236号 15～16頁  
家令和典「時の判例」ジュリスト1422号 125～17頁  
川井慎司「名誉毀損の判断基準」ジュリスト114号 77頁  
窪田充見「法的な見解の表明と名誉毀損の成否」ジュリスト1291号 80～81頁  
阪口正二郎「名誉毀損と事前差止め」別冊ジュリスト憲法判例百選I〔第7版〕  
245号 152～154頁  
高橋和之「表現の自由と事前差止め」法学教室増刊 憲法の基本判例[第二版]103  
～106頁  
中村也寸志「名誉毀損の成否が問題となっている法的な見解の表明と意見ない  
し論評の表明」ジュリスト1285号 118～120頁  
野坂泰司「名誉侵害と裁判所による表現行為の事前差止め」法学教室309号 98  
～99頁  
平地秀哉「放送・インターネットにおける名誉毀損」論究ジュリスト25号 54～  
60頁

松並重雄「時の判例」 ジュリスト 1276 号 140~142 頁  
丸山雅夫「インターネットの個人利用者による名誉毀損と真実性の誤信についての相当の理由」 ジュリスト 1420 号 210~211 頁  
糸岡宏也「アメリカ合衆国における報道の自由と懲罰的損害賠償」 北海道教育人学紀要（人文科学・社会科学編）第 55 卷 第 2 号 44~45 頁  
山口いつ子「ニュース放送と名誉毀損」 別冊ジュリスト 179 号 190~191 頁  
山元一「真実性の抗弁」 法学教室 236 号 12~13 頁  
和田真一「テレビ報道による名誉毀損の成否」 法学教室別冊 294 号 23 頁

### 判例

最大判昭和 50 年 4 月 30 日民集 29 卷 4 号 572 頁  
最大判昭和 58 年 6 月 22 日民集 37 卷 5 号 793 頁  
最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁  
大判大正 15 年 3 月 14 日刑集 5 卷 117 頁  
最判昭和 36 年 10 月 13 日刑集 15 卷 9 号 1586 頁  
最判昭和 34 年 5 月 7 日刑集 13 卷 5 号 641 頁  
最判昭和 56 年 4 月 16 日刑集 35 卷 3 号 84 頁  
東京地判昭和 58 年 6 月 10 日判時 1084 号 37 頁  
最判昭和 44 年 6 月 25 日刑集 23 卷 7 号 975 頁  
東京地判昭和 63 年 7 月 25 日判時 1293 号 105 頁  
最判平成 16 年 7 月 15 日民集 58 卷 5 号 1615 頁  
最判平成 9 年 9 月 9 日民集 51 卷 8 号 3804 頁  
東京高判平成 12 年 4 月 25 日判時 1724 号 124 頁  
最判昭和 45 年 12 月 18 日民集 24 卷 13 号 2151 頁  
最判昭和 41 年 6 月 23 日民集 20 卷 5 号 1118 頁  
最判平成 1 年 12 月 21 日民集 43 卷 12 号 2252 頁  
最高裁昭和 31 年 7 月 20 日判決民集 10 卷 8 号 1059 頁  
最高裁平成 15 年 10 月 16 日判決民集 57 卷 9 号 1075 頁  
大阪地判昭和 38 年 11 月 21 日下民集 14 卷 11 号 2267 頁  
最高裁平成 22 年 3 月 15 日判決刑集 64 卷 2 号 1 頁  
最大判昭和 59 年 12 月 12 日判決民集 38 卷 12 号 1308 頁  
東京高裁平成 13 年 12 月 26 日判決

東京高判平成 15 年 7 月 31 日判決判時 1831 号 107 頁

## その他

法務省「侮辱罪の法定刑の引き上げについて」

[https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\\_00194.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00194.html)

令和 5 年度インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務報告書

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000946765.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000946765.pdf)

総務省「情報流通プラットフォーム対処法の省令及びガイドラインに関する考え方」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000978031.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000978031.pdf)